とが

様々

な研究者によって論じられてきた。

読 漢 み上げという観点から一 文の ヨミに関 する私見

加 藤 秀太

キーワード 変体漢文 平安・ 院 政期 読み上げと黙読 事書と結詞 言 語 生 活 史

はじめに

変体漢文注 報 \mathcal{O} 井 (二九五七)が 記 !録に過ぎず、一つの日本語文としてヨメない が 日 本語文としてヨメるの 古 事記はヨメるか」という問題提起をして以来、 か、 或い は、 0 変体漢文は情 か、というこ

言 からだけではなく、 語 本 生活的な観点を導入することによって考察を加える。 稿 !では、この問題について、表記された変体漢文の 変体漢文がどのように読まれていたか、という 言 語 的 ?特徴

など 11 \mathcal{O} たの 言 古 0 語的な特 記 録や 補 か 読 を \mathcal{O} 理 古 有 解することは難しい。 徴がわかるが、 文書などに使用されている変体漢文自体 無等も含めた変体漢文の それ自体がどのようなヨミを有して 音読と訓読の \exists ミについ 别、 ては 助 からは、 詞 古記 助 録や 動詞 そ

> 故 突書、 しかし、変体漢文のヨミに関する資料が非常 辞 書類、 訓 点資料 などの 他の 資料を参 照し に 少 な ないことによ け れ ば なら な

V) として、 って、変体漢文のヨミを考えることは容易ではない。 表記体であるならば、 変体漢文が日本語文に復元されることを前 そこにヨミを求めることはできない。 提としてい な

カコ 否かについて明らかにすることが重要である。 そのようにして考えると、まず変体漢文がヨミを重視してい た

文が 記 ミを有していたことになるからである。そして、 体漢文が読み上げられていたか否かに着目した。なぜなら、 カコ 否か 述を確認することによって、 そこで本稿では、 読み上げ に ついて考察する 5 れていたの 変体漢文のヨミそのものについてではなく、 であれば、 変体漢文のヨミが 変体漢文には その 重視され ヨミに関する 何 カゝ 6 変体漢 0 変 た 日

またそもそも

漢字 とを とを 黙読 るか るた げ お 上 示 まず さ け げ 全 一体に 否か め 表 確 に 実 に れ る カゝ 八例を 記 認する。 第 に て 関 0 Ļ 読 はする先に に は \mathcal{O} 11 0 変 て考 仮 本 る 挙 0 節 体 字 て理解 名を 例とさ いて 行 げ で 第 漢 が 0) な 行 は 察 五節で 文の みでは がら 読 交える必要があること、 研 \mathcal{O} 用 を れ み 究をまとめ 先 語 加 する必要がある。 読 上げ 7 確 行 えた後に、 0) は、 み ** \ 認する。 研 整 ヨミを明示できないこと、 上 を、 究をまとめる。 理を行う。 な 変体漢文資料が読み上げら げ 11 を考えるに先立 る。 例 見 第六節では、 変体漢文のヨミについて考える。 を確 それらを踏まえて、 字が 第三節 よって、 認する。 *黙読 第四節 などを結論づける では、 変体漢文 を意味す 平 そして、 一って、 -安・院 では、 変体漢文がヨ ヨミを明 当 変体漢文に 変体漢 0 れ るというこ 読 政 時 み上 期 日 て 0 3 $\hat{\mathcal{O}}$ V 読 公文が 宗 たこ げ が 読 4 明 す 4 上

二 用 語 の 整 理

に 読 た 語 関 際 を むこと」 論 浸連す に、 確認 に 先立 して とを混 漢字を漢字 ち、 用 語についてまとめ お 用 < 同 語 これは主とし させず、 間 音で読むこと」 で \mathcal{O} 意 区別 味 0) がする必 混同 て、 と 音 を避けるため 要 が 読 「文章などを声 あるためである。 という術 に、 語 関 記を使 ĺZ 係 出 する用 以下 用 て L

読 別 を理 文字や文章などを視覚によ 解 補 する 読 などを問題としない。 行 動 全 般 のこと。 0 て認 音 声 0 識 有 L 無 æ そ 音 の 意味 訓

 \mathcal{O}

Ź

読 4 上 げ る こと。 実 際 0) 対 音 声 義 を 語 伴 は 0 黙読する」 て文字や文章 を 理 解 表 現 する

黙

読 す る こと。 聞 実 げ て Ś V 際 カュ た 可 せ 0 声 音声 な を 能 性 発 を伴 意 せず は 識 否定 で わ 唇を動 0) な L į, 小 が 声で呟きな で文字や文章 た カゝ す 対 唇 義 読 がら 語 を P, は 読 理 読 4 解 他 み上 上 人に す げ る

音 訓 日 読 読 A す す Ź る 無、 変体漢文や漢字を、 漢字を漢字音で読むこと。 漢字を和 補 読なども含め 訓 で 読 むこと。 て、 活 用 対 日 語 対 本 尾 義 義 語 B 語 語 文とし 助 は 詞 は 音読 訓 T 助 読する」 復 動 する」 詞 元 \mathcal{O} (構 有

١ ، る。 補 う際には、 て、 読 \exists 黙読 或 ミは L į, た はそもそもとして、日本語文を想起してな 漢字 \mathcal{O} 何ら た場場 カゝ が 合には、 カュ 読 0 \mathcal{O} まり、 み ヨミを音声 上げられ 漢字を音読 どの る時 ような 化しているから に顕 L 彐 た ミで 在 0) 化 か す あ る。 0 訓 である。 た 読 1 \mathcal{O} 実 L 可 カゝ 際 た 能 が 0) \mathcal{O} 性 わ れ 音 か に 声 す か 5 を 6 何 対 伴 な を L

Ξ 変体漢文のヨミに関する先行研究

あ る。 変 体 そ 漢 れ 文 5 が \mathcal{O} 日 研 メ 究は る か 田中(三〇一九)の序論 否 カ とい う問 題 に 0 第 1 章 • て 0 第八 先 行 節 研 にまとめ 究 は 複 数

築)

することを指す注

特定 以 る 5 来、 れ 7 0 語 ょ 1 らめる る。 研究者間 文に復元できる) 田 (=文意が 中(三0一型)によると、 で見 解が 理解できる) ものであるか」という問 致していない」とい 亀井(二五五十)が ものではあっても、 う。 「変体 題 を提起して 漢 ヨメる 文はヨ $\widehat{\parallel}$ メ

門 る 立. ħ 表 れ や、平安時代の古 あろうとする立場として、 一場で 銘 で良 る。 カュ 記 そして、 に 記 らには、 加 形 えて、 を対象としている小松(「ホホイ)や、二種 反対に、 を対象としてい かっ あ 態 ŋ で 完全には無理だとしても、 た は ょ な 0) 「完全は 「変体漢文は後で見て意味 古 める」 カュ で 記 事 0 あって、 録 記 た」とする立場として、 を対 かたちではヨ る舩城(三〇二)の説を引用し としてい を 象としてい 対象としている亀 特 『古事記』 定の日本語文に . る。 メ る峰 を対象としている小林(1元二) カゝ な なり V 岸(元八六)の (文章内容) 「法隆 0 . の L 井(二九五七) 復元され得 程度まではヨ かし、 訓点本が存する『将 てい 寺 訓 金堂 説を引用 る。 で書い が もこちら ? 判 れ 薬師 るような な コメるで おお、 、てあ んばそ 仏 して $\bar{\mathcal{O}}$ ح 光

意が は とする。 訓 浅 読され \exists 猿」 理 メ れ |解できない) るという立場をとる。 5 「穴賢」など るべきもの 0 その上 説 に で、 0 V) として、 て、 0) として書かれた否か」という点に集約できる、 驚 宛字はヨミが 田中(三) 字 変体漢文は、 0 二九)は、 目 を覚まさせる」 わ カゝ 両 5 少なくとも単 者 なけ \bar{O} 主張 ń ば、 は という意味や、 読 「変体漢文は 平語 レベ 8 ない ルで 文

事 記 以 Þ 法隆寺金堂薬師 中(三) 一九)も含め、 仏 これ 光背銘」 まで などの \mathcal{O} 先行研究 上 一代の は 資料 そ れ カゝ ぞ 6 れ 古記 古

> 用• ŧ り、 文で表記された資料自 点などの言 録 つであろうと考える。 0) 文学性 古文書 享受され を対象としている。 など 語 が てい 的 高 0) 特徴に着目 7 平 、資料か た -安時 かに 体 また、 このことも、 代 0 6 が 末 V) 治時 実 して論じていることが ては 用 鎌 \exists 性の高 0 倉時 メるか あまり論じら 人たちにどのように読 見解 代 **(**) 否か 0) 資 が 資 料 に 料 こまで 致し っつい ま つれてい で、 資 多 て 7 1 1 料 時 は、 な が な 性 代 ま 表 t 変 記 異 れ 理 幅 体漢 な 7 B 由 Ł 訓 る 利 \mathcal{O}

古文書・ と考える。 という視点を導入することが、 れ 方、 よっ て、 0 古 まり変体漢 対象とする時代を平安・ 記録に絞ることにする。 文の読 み上げに関 この そして、 院政期に絞り、 問題 する を考える上で有 変体漢 記 述 に 0 文 資 V 0 料 . も実 て 効で 検 時 討 用 0) ある す 扱 的 る わ な

四、平安・院政期の変体漢文における「読」と「見」

研 V まず、 究 て を 理 整理 解する必要が 亚 安 L ながら考察する。 院 政 期における、 あ る。 よっ て、 文章 読 ーを読 み上げと黙読について、 み上 げ ると **\ う行為に 先行

四 - 一、先行研究の整理と検討

が、 た上 神 一で、 手 :谷(紙 などを「よ ょ む 出 は 九七六)は平安時 用法 む 0) が せまく、 は、 本人が 代 \mathcal{O} 経 仮 や漢 別人に読みきかせる場合、 名文学作 詩 文 和 品 歌 0 に 実 例 カ ぎら れ 0

(E) も たと まり う 詞 読 様 1 を 日 に、 結 が み 明 た 記 論に Ŀ 可 は 読み上げ 5 読 同じく、 げ 物 「「みる」 能 断 カコ 4 語 上げ 性 に 達 定 でも黙読 せず、 して L も考慮し などについて広く用い てい を意 を意 平安時代 は る。 人に聞 る 味 味 で ている。 するということ、 L 般に黙読であ ただし、 Ł 0 か き取ら 仮 見 ま 人名文学 る _ また、 わ ない」 「みる」 れない 系 ŋ, 動 作 これを、 5 それ 詞 品 れる とし 大きさ 「よむ」 が \mathcal{O} が 黙読を意味 用 のは に てい 例 承けた宮島(一九六)も 即 対 ち黙読 カゝ 0) は して、 る。 「みる」 6 声 音読 で呟 橋 して を意味して 元(一九九八、 「読む」 般に (※筆者 であること いるとい 7 「ふみ 読 系動 んで 注 =司

か \mathcal{O} 増 い 0 な 読 て た 1 田(元八三)は 5 反 かという点」 は 書 は 対 に、 当 E 音 関 読 時 増 0) す が 「古代にお る記 普 読み 黙読を否定することはできないと考える 田(元八三)は当 通で について考察を加えている。 述 上 を あった」として、 げ 引 0) 例に 用してい て — 時 の黙読 比 般に書 して黙読 、 る。 に 平安時 物 関し を かし、 黙 \mathcal{O} て否定的 代末 読 例 はまだ議 するとい そして、 筆 期の 者 は な立 古記 『台 う習慣が 論されて 「古代にお 場をとる。 録『台記』 記 \mathcal{O} あ 例

て、

れ 長 ŧ Ł ま ず、 記 読 憶で 車 余 であ 増 覧_ 退 きず 田(**見** 出 者臨時 り得 一
た
三
は 帰家之後、 に な 藤原友業の 将**見**之。 いこと **見**之可 は 也 間 カゝ り明ら 言をい 成 御 5 雖 佐 覧 っかであろう」 見首尾 御覧のような書は、 答 巻第 れ て中 天 難覚也」。 可可 止 百三 と断じてい た。 十八了。 余 間 従 友業、 さすが 成佐之議 れ 日 6 る。 来以 が 答 に 云 此 ず 頼

> 謂 之 乎。 無覚、 友業之言是也。 百三十 八 巻之中 因今廃 不 過十。 御 覧 不不 学 慎 (後 其 略 前 悔 其 後 此 之

注

のこと たに とい は 覧 平 ことは正 覚えることは難しい と答えた。 中に入れて 見 てい 御覧』 も関 う内容 その後を悔ゆ」 百三十八巻の中の十 を るか否 るべきです。 「 見 」 車中 は、 しか わ 巻 また友業に問うと、 らず、 で 「 見 」 た。 「私 第一 つた で「見」ること) カゝ あ る。 は 一つとして覚えなかった。 覚えら 百三十八を ていた。 (藤 不明 0 とは、このことを言うの だ。 です」と答えた。 (車中で) 令台 原 0) で 頼 れ 記 あ だ I 記 (項目) 長) 述 な から る。 『御覧』 か カ 「 見 」 は について成佐に 康 最初か 「『御 今は 0 6 御 治二年(二 も過ぎな たこと は 前 お を を退 『御覧』 私 . 覧 ___ わっ 5 頼 は成 見 最後まで 長 は 四三 出 は た。 が 1 わ して帰宅 佐 ふさ ようとしたときに、 三九月二十 だなあ。 車 の学習 カゝ (これまで 問うと、 0) 中で 数 る 「その 主 わ 日 が 一張に 見 L 間 は した 読 御 友 前 V 止 従 成 九 . 覧 を慎まず たとして 時 0 4 「 見 」 め 佐 後 書を 日 を設 Ĺ の てい て、 · 条) を は げ 見 けて た 車 を る 可 太 L \mathcal{O}

うち 読 \mathcal{O} また、 0) لح 臥 可 して、 能 +見 性を 増 田(日 に 引き出で 示すように考えられ 一九八三)は Ł 次 寅 \mathcal{O} よう 0 自 つ 見 去 見 な 八 る心 用 日 は、 法 地 読 がある」 るか 前 『左伝序』 記 な ŧ 更 تلح 知 級 とし 0) れ 日 見 な 記 て次の V 十反高声了。 る 0 が、 几 ととも 用 帳 読 例を引く。 0 うち は 読 勿 正 黙 に 論

0

義』 反高声。

二十五 **見**之。 日 庚辰。 抄了。 見 重又一 礼 記 部 可 見 文々 也 高 読 今 日 初 見 也。 去 Þ

年

のではなく、 見 高 そして、 読 「見」字に声が伴っていることを論じてい 字の は「高 (『台記』 様態を示したものではないと考えられ 「これらの い 「高」い 声で読み上げたことを意味するも 康 治二 声で読んだことを注 高 年(声 一些)七月十 高 読 は 記したものである」とし 音 日 読 る。 条、 したことを注記 確かに、 同二十五 0 では はあるが 「高声」 日 した 条

漢 録 0 が か 籍 0 記 高 · 学習 た。 載され 声」 0) 記述の後に この内で、 に と共起する例 てい 関する記事を探したところ、 る。 「 見 」 「増 は、 補史料 頼 は見つからなか 字は五十六例 長がこれまで読んだ漢籍千三十巻 大成。 にお あった った。 三十七 7 て、 この 日分 (四)。 \mathcal{O} 記 記 事 事 以 が 前 L \mathcal{O} か 見 \mathcal{O} 目

(三) 初見『毛詩正義』、依委見、不終一巻、

(『台記』康治元年(二四)三月四月六日条)

(『台記』康治二年(二º三)閏二月四日条)(四) 【『正義』巻第一**見**了、文々案**見**間、不能早**見**、及四个日

に対

し、

読

字

は

+

例

の内、

「高声」と共起したもの

が

四

(五)、「高読

は

 $\frac{1}{2}$

例、

読

合」が

五例

六)

である

予重次一反高声號之、(『台記』康治二年(二º三)六月十三日条)(五) 予又不審之所重校||哲本|| 又本成佐所作之図、予重書入案事、

(六) 『公羊抄』**、読合**本書了、『十経』^{除易・}、皆抄出、**読合了、**

字の =高 漢 声 場合に声が伴 籍を読 0) と共起している場合には - 見」字も声を伴っていたと解釈すべきでは むことには、 っていたと考えるべきであろう。 多く「見」字 読 が使用されてい 字が 使 角さ れ るの る。 なく、 に よって、 対して、 読

- 二、変体漢文における「読」と「見」の対応

四

学と同 人には とで、 となどの記述 しないことを論じたが、 として る妥当性が高 L 11 V) て、 文書を校合する 増 田(九八三)の 静かであったことや、 様に、 しかし、 「 見 」 「読合」 読」字と「見」 字が使用され が 読 用例を検討することで、 に 無い以上、 以下では、 おける読み上げと黙読とについ 「読 字が読み上げを、 において 合 字が対応して使用されることから、 実際には、 \mathcal{O} る。 速やかにそのように 口を動かさず目だけ 際に 読 読 は、 字と「見」 「 見 」 『左伝序』」と 見 人には 字が使用 見 字が黙読 字の 字が 読 断 を動 て確認す 対 言 さ 読 「 見 応が顕 を意味 字が、 することは カュ れ 4 る場場 Ĺ L ¬ 正 て げ もう 仮名文 を意 著 して 面 義』」 たこ な に 難 お 例

七 下 后宮大夫前 見 解 余**見**、 史 文 進 去年解文并目 坪付等、 了乍 見歴 **納** 目録・定文等、 大 弁 之 人 被 乍 筥 次 第 **見 下**、 録筥、 仍更下、 **硯** 置 給 史、 宰 更又逆上、 左大弁執筆書之、 相 座、 余 先**見**目録 余云、 可 了 納筥 次大略 留 皇 逆

·功過定、左宰相中将顯通、書<mark>定文、予与左大弁互且**見合**且,功過定、左宰相中将顯通、書定文、予与左大弁互且**見合**且,力過定、左字相中将,一方,一方,一方,一方,一方,一方,一方,一方,一方,一方</mark>

八

有

(5)

定了、 中 右 記 長 治 元 年(二0四) 正 月二十 六 日 条

黙読 とは考え難く、 文書を校合する際に、二人して黙読、 で記載内容 を 人が文書を読み上げて、 確 認 L てい たと考えるべきであ 或い もう一人がそれ は読 み上 げ合っ を聞 てい た

字 \mathcal{O} が ことから、 7 ことなど、 披見注四」 は 中 実 八際に、 には、 読 読合を行ってい 拾 申 字に した擬文の て奏文の 九 視覚的 読 伊 勢連」 直すべ み上げに では、 な情 ることがわか 0) 記 きこと、 職内容を 大江 報とし 誤」 よる聴覚情報と、 連」字が無いことや、 を 匡 ての文字に 「丹後国朝集使掾」 衡 確認してい 読 が擬文を る。 奏難」 黙読 として列 つい 「読申」 る。 による視覚情報によ て記述してい また、 路 不給 グ挙し Ļ 0) 実資 朝」 遺」 してい 藤 原 字が 0) 、 る。 は 実 る。 給給 匡 資が そ 無 衡

九 披 対 擬文 仰 至 無 外 記令召 目匡 難 注定字、 衡 輔 朝 臣 至 少 有 匡 甫匡衡取副 難不注 衡**読** 申擬文多誤、 定 擬 注 其 文於笏、 左難 匡 衡 **読** 間 其 入 宣 由 て 仁門着座 取 匡 擬 衡 文 敢 退 無 答 余 出

読奏難

中

略

路 伊 勢連 不給 摂津 遺」、 玉 而 不 注 無 給 朝 連 集 字 使、 (後略 可 字、 作 中 拾 伊 略) 勢 字、 玉 五. 六、 重 丹 郡 丹 波 大 後 玉 領 玉 天 中 朝 田 臣 集 郡 伊 使 勢常 断 缘巨 入文、 海 勢

をまとめると、 平 安 小右記 院 政 類における変体漢文に 長徳二年(元元六)十 爿 八十三日 おいても 条

以

上

臣

懐

節

朝

字

落

読 字 は 読 み 上 げを意味 し、 見 字 、は黙読 を意味するというこ

とになる

五 平 安 院 政期 に おける変体漢文の 読 み上げ

認し は カュ 否か 前 た。 読 節で を、 このことを踏まえて、 字が は、 先行 読 読 み上 研 字に着目して確認する。 げ 究を踏 を、 まえ 見 変体漢文が当 な 字 が が 5 *黙読 平 を意 安 時 院 読 味 み L 政 上 て 期 げ 0 11 6 変 たことを 体漢 7 文で

して 上げ 0) るため 功 と解文との、 日 れ L 天皇) 過 て たことが 記 て 平 定は、 は、 等 は の対象となってい 安 11 0 . るも Ó 和歌 々、 院 に 会議 仏 は受領功過定で勘文を読み上げている場 様 任期が終る受領 向 典 政 のに わ などが読 つや漢 かって 読み上げら Þ 期 カュ で な資 0 あ つい る 籍、 古記! る。 料 て み 読 漢詩などが、 が ・る注五。 録に は 上げられている。 読み上げられていた。 対 れ んでいることから 0 御 てい 過 お **业**状、 簾 在 け 正 任中の る る記述と文書の 格 لح 勘文、 「読」 0) 仮名文で表記され あ 漢 るように、 成績を審 文で表記 字で 下文、 そして、 は、 ŧ 以下に例として勘文 査 解文、 実例を取り 変体漢 され 勘 様 大 し、 %面であ 文を 弁 Þ が 功 7 7 な 申 過を 読 文で表記 V 御 ŧ 文 る資料 る。 る 4 \mathcal{O} 簾 判 資 上 が 一げる。 定文、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 受領 定 斜 げ 読 す 内 4

0 賜 諸 当 道 大丞 勘文、 座 置 被仰 円 座 云 「去年 枚 是 焼亡次、 読 勘文字 相 御 内 座 侍 垂 所 御 神 簾 鏡 損 于 時 口 召 改

次 従 歟、 勘 明 御 令申 申 簾 法 如 前 其 次 着 此 陰 円 由 陽 座、 定 可 申 道 賜 左 右定 勘文、 読 者、 了 申 従 大弁 書授 下﨟 者、 対 余、 一々 召左大弁行 御 着本座 簾 定申 読之、 先紀伝、 成 余仰諸 朝 臣 令 卿 次明経、 読 芸、 勘文 道

事実書を 文書であり、 勘 文とは、 「勘申如件」 勘 諸 文の書式 事に 対して先例や故実などを勘え調べて上申する で結ぶものである 御 は、 :堂関白記』 勘申 寬弘三年(100%)七月三日 事」という事書で書 き始まり、 条

妻紫 勘申 散 及方理朝 位源朝臣為文。 臣 妻。 僧 民部大輔 圓 配等罪. 同 名事 方理。 伊 豫 守 佐 伯 朝 臣 公

僧 所 下 朝 子 右主税頭 当罪 _ 圓 臣方理。 傅 員 藤 能等 能 名。 原 咒_--咀 朝 兼大外記播磨権 日 冝レ令下 伊 臣 記 予 道 云。 皇 守 綱 言 一。 宣。 佐伯朝臣 明 中 法博士 奉 略 并厭中-魅敦成親 介滋 公行 仍 勅。 法條所指 勘申上」 野朝臣善言仰 妻。 散位 及 者。 源朝臣為文。 方理 王。 勘 今年二月 朝臣妻等。 偁。 申如 左大臣上也。 「大納 件 五. 民部大輔源 言 日 奉 伴等人 一兼皇太 勘 や令僧 -- 問

寬弘六年二月八日 従五位上守大判事兼明法博士

麻那朝臣直節

従五位上行勘解由次官兼明法博

士令宗朝臣允正

(『政治要略』「礼彈雑事 蠱毒厭魅及巫現」)

次に、 る場面である。 は太政官に 勘文二通などは における 「披見」 陣 定定に てい お 1 て るのに対して、 解 文 を読 み上 一げて 度

い

見」て内容 を 確 認 た解 状 **(解** 文 を上 卿 0) 命 に ょ 0 7 亍 官

は

(藤原宗忠)が「読上」げている。

奉取出 状云、 焼亡、 申、 久 八良了、 蔵人弁為隆下賀茂社解状 官 去 此外全無本社焼亡事、 正 外 体、 仍 夜丑尅従経蔵失火出 記勘文 宝 寅剋奉渡貴布禰新 殿・ 仮殿 通 被副 経蔵三宇焼亡了」、 下、 引 来、 宮、 他社例 披見之処、 Þ 又新件 余炎及 **見**之 勘 申 天曆 宮 仮 下官 也 件 正 殿、 之 間 体 依 ...又奉 比 事 次及宝殿、 上 等令諸 下 - 卿命**読** - 移他之保 御 社 幣殿 卿 ŕ 仍 定

(『中右記』嘉承元年(二〇六)四月十三日条)

でくくり、 解 解文とは を備えている 申 改行して年月日、 事 亍下 という事書で始め、 ·級 の 者 が上申する際に用いた文書」であり、 上申者 官位 つづく事実書の末尾を 姓 名を記すという基本形 以以 「某 解

(一三)僧源心解 申請 法務御房(経範) 政所裁

事

請 被殊蒙 鴻 恩 裁 許 為珍 皇寺 別当 以 非 道 押 妨 私 堂舎 敷

地

一戸愁状、

副進 所司証判案一通

美

当 裁 醍 右]慶心 免 醐 源 我 法 敷 相 務 心 康 地 伴 御 謹 和 者、 分給了、 房 検 案 年 (定賢)、 将 内、 八 土 月 件敷 木功 中 # 七 為遂 略) 畢 地 日 者、 望 宿 更 願 申 以 遂 僧 我宿 所 去 建 恩 永長 源 此 裁、 願 心 堂 元年 矣 且. 也 被 十二月廿 仍 勒事 改 随 点 即 他 珍 状 皇寺 所 以解 日 前 且. 申 被 别

(『平安遺文』一四四七番「僧源心解」)

カュ わ L カゝ る。 5 れ 5 ヨミを有していたことが推測できる 例 に よっても、 このことによっ 変体漢文が読 て、 平 安 み 院 上 げ 政 5 期 \mathcal{O} れ 変体漢 て V たことが 文 は 何

六、変体漢文のヨミについて

0) て 文が有していたことを推測した。 ことから、 調 ŧ 前 査しても、 のに関する記述を見つけることは困難であ 節 では、 読 平 み上 なお、 -安・院政 げられる際に顕在化する 読み上げら 期 \mathcal{O} 変体 れた変体漢文の字 漢 しかしながら、 文が 読 み上げ 何 5 カゝ 6 0) 句 読 れ やその ヨミを変体漢 てい 字に着目し 、るとい ヨミそ う

 \mathcal{O}

0 読 み 表 以 上げ 下に、 記 (T) た例 違 僅 い を手掛 かに見つけられた、 から、 変体漢文のヨミについて考察を加えていく。 かりとして、 漢字を読み上げた例と変体漢文を また、 変体漢文内 \mathcal{O} 儀式 内発話と

六 - 一、漢字のヨミの誤り―弓場始の札―

0 名を書い て、 あ る 日 ず、 ミにつ 「弓場始」 「弓場 た 単字で 始 札 . て 問 で はあるが、 は、 題とし を読み上げる。 射 競射に先立って、 場始」) てい 漢字のヨミが問 る記述が散見され 0) その 札 札 を 取 射 手 題 を前後に分け、 り 0) 上げ لح 前 なっ .´る。 ている例 字と 年 中 「後」 -行事で その人 とし 字

林要抄」とに載る。これらによると左図のような書式であったこと 札 \mathcal{O} 例 が 朝 野 群 載 巻 五. 朝 儀 下 と 北 Ш 抄 巻 九 羽

わかる。この上部にある「前」字と「後」字が問題となっている。

【図 弓場始の札の書式】

が

前「人物」舞(以下数名)

「回数」度 募「物名」 念人

「人物」(以下数

名

人物」

以

下

数

名

後 「人物」#(以下数名)

方」と読み上げなかったことが注記されていると考えられる。(一四)では、「不読「前方」」とあるように、「前」字を「前

四 所示仰也、次 文 益之、 番、 別 前 次右大臣召所掌名、 時中・公任、 後、 居飯、 畢 着 経天覧如 的 番、 五度了、 付 座、 義懐・公季、 例、 記申不. 前勝、 将信輔、 儀甚多、 二番、 的 如 付 例、 執副弓於硯 帰居本所、 執 道兼・中清、 副 此 簡 間令居 硯等 次第 三 簡、 公卿 香、 帰 読之、 居上 衝 長能. 重 1卿前 方**∥不** 、**読** 侍臣 、 失 儀 前**||** 書 兀 等

〈『小右記』永観二年(元四)十月二十四日条

このように文字を読み上げなかったことを問題とする例がな

後 シリ 抄 る。 について注記する。 ょ 0 札 では カゝ 0) 方、 への方と可 た、 0 前 かた、 「前乃方某々、 読み上げる際のヨミを問題とする例 ŋ 字と「後」 読也」)、「まへ、 しり 0) いかた」 また、 字 後某々、 勘 0) 物注七 前 ヨミについて『北山抄』 「前四方後四方 万後^と しりへ」(「只前 或説後方云 にはヨミの 読 由 同 々」 諸 人 様 Þ もあ 説 可可 と 所 が 申也」 へ後へと 方」 引かれて 読 巻九 可 字の 読也」) 羽 前 補 林 方方 る。 ま 要

周 字を「しり などの説を載せる。 井 が笑ったこと へ」ではなく、 更には、 解頤」 「うしろ」とヨミを誤ったことによって、)などが記されてい 「後方ウシロノ方と 読、 満 座 解頤」 と、 後

うべ 誤 た例であって、 れ であって、 たことが推測され 元 を当 0 な 0) 北 勿 , , きなので、 Щ て 日 カゝ 抄 I 時 の V ミを明 しながら、 加えて言えば、 ることから、 漢字のヨミというよりも、 では仮名を交えてこのことを説明していることから、 れは年 貴族も直ちにはできなかったことがわかる。 示 変体漢文を問題とした例とすることはできな するために 漢字のヨミの問題として扱うべ 中 後 -行事の 表記された漢字から これは文章ではなく、 字のヨミを、 亨 は、 場始」という儀式内に 仮名を使用 定型 しり 一的 L 期待されるヨミへの な日本語 へ」と「うしろ」 なけ 漢 字一 きでは ればならなか 字 文の お な を V 加えて、 問 V 発話と てのこと かも 題とし とで 漢 復 つ L 11

六一二、 貴族が 重視していたもの —儀式内発話

め、 きる。 変体漢文などの 資 嘲 ょ 笑されることであったことがわかる。 料としての目的 ŋ 先 或 0 は、 なぜな 弓 は、 む 場始 しろ先例とは異なることかもし 子 5 の札 孫を中心とし 日 先例や故実などを尊 の一つであるからである。 ミについて言及した記述の 0) 例を鑑みると、 た後 進 0) 漢字のヨミを誤ること(という ため 重 į そうであ に記 れ それ ない 存することが 録 を自 す が れ る ば 己 0) は、 当 0 が 然、 古記 周 備 周囲から 漢字や 影の 期 得で 録 た \mathcal{O}

> 次第・ と照ら $\widehat{}$ きョミを明記すると共に読み上げ方 実 五. 入際 に、 未 · 作法· 有 し合わせており、 召左衛門督例行大納言女位(藤原顯忠) (維原顯忠) (維原顯忠) (維原顯維太安子) (從五 事 也、 古 発話などの記述が多く見付かる。 記 然而 録 内には、 御 心愛盛 二 六 先 例や故実 所叙 で 也 は、 記 (「二音」) など 事、 儀式内発話として再現す 0) 皇太弟室也 記 述 æ, も記している。 五)では 儀 式 検先例 先例 政 務

六 内亩 一竪称唯 暫 仰 云、 退 出 内 竪 二音 貞 信公記 進立、 仰云、 天 慶 八年 式乃省 (九四五) 兵乃省召 月 九 日条

(一七) 今日違例 八)では、諸卿が誤っていると勘違いして笑ったり怪訝そうに ることを記したりする。 記 「違例」 しているのに対して、 したり、 また、 儀式・政務 失誤」 咲 Þ 「非 の次第・作法・ 解 後二條師 例 頭 (一七)では「違例」 などの 以殿上と達部不念人事、 「古例」 などの 通 紀記 ように明確に誤りであることを明 発話などが誤っている場合に と照らし合わせてい ように周囲 寛治 五年(10元 を列挙しており、 \mathcal{O} 人物 が 月 前 嘲笑して 七 後 奏、 日 条 は 方 V

人進奉大臣 事、 一前例前 出斑皮取奏、進奏之後念人親王若上達部各、

御 覧了之後、 大臣云、「ヨシ」 九 唇。 承平六年(元三)十二月十六日 者、 満座 属目 或 咲 或 奇 例。尋見古

八

カコ らこそ記述されていると考えられる。 近代召仰罷入也、有此詞、不可咲、 n らの例 は 当 時 'の貴族 "小右記』長徳二年(チュトス)七月二十 Mにとっ て重 しかしながら、 視されてい たことである 漢字や変体 九 日 条)

漢 文 0) 読 4 上 げ B 日 ミに関 する 記 述 は 先 \mathcal{O} 札 \mathcal{O} 例 と後 述 す る 事 書

の例を除くとほとんど見つからない
^{注八。}

る 仮 い 発 多く存する。 に 音 名を交えて表記することによって明示してい ŧ つ 漢字や変体 0 *(*) ては、 命令形を「の ていることを、 先 漢 を「すしいものもうし」と誤ったことを、 0 九)は、 文 の れ 彐 六 ーミが $\stackrel{\frown}{=}$ と発音すべ 年 لح 中 明 行事である 記されない は、 八 少 きところを、 を含 納 0) 「駒牽」 言 め、 に 対 \mathcal{O} 彐 ミを L 和 て、 におい 名である 0 ŋ 明 . て動 示 儀 と誤っ す 式 それぞれ 内 る 詞 「すな 例 発 乗 て が 話

(一九) 又令乗馬詞云、「乗利」者、可云「**乗**礼、失誤也

(『小右記』長徳二年(テュホン)八月十七日条)

(二〇) 大臣召少納言、册物申」者、卿相含映而已、

『小右記』長和五年(101六)一月二十五日条

ミが のことを勘案すると、 日 は 3 以 重 を明示する例 重 上 視 一視されるが、 \mathcal{O} 漢字や変体漢文の だされ ように、 7 古記録におい な が それ か 多く見られる。 儀 0 式内 以 た 外 ヨミを明 0) 一発話に 0 だと考えら ては、 場 合にお において 宗 しか 儀式内 する記 Ĺ れ て、 は、 誤りを · 発 話 述 漢字 そ は 0 に 非常に B 再 指 関 変 現 摘する場合 する記述では 体 0 少 漢 た な 8 文 0 \mathcal{O} 日 \exists

識 例 て 明 カゝ ŧ ま た、 漢 示 字 そのようにして、 た 仮 \mathcal{O} \exists 名を交えることによってヨミを 時に、 ? としてではなく、 仮名が交えら 書き手が儀式内 っれてい 儀式 内 ると考えら . 発 話 発 明 話 示し を などでヨミ 重 たも 視 れ する る。 0) 、を重 だと考え 先 の う意 札 視 \mathcal{O}

られよう。

- 三、変体漢文と儀式内発話の比較

六

―不堪佃田奏の定文の事書と結詞―

く る 料 変体漢文の字 較することができる貴重 で確認できるため 先に述 「不堪 文が読み 佃 べ た変体 田 上げら 奏 句 が に関するものである。 戸漢文の 明示されているのみならず、 れ 実 て 態 11 \exists な例がある。 る。 が ミと儀式 ?把握 加えて、 しやす 内 発話との 以 ここで 不不 ĺ, 下に挙げ 堪 は、 佃 単 相 田 字 読 る 違 奏」 Þ 4 に 単 上 中 0 は 語 げ V) 多 行 Ś 事 て、 で b は で \mathcal{O} n 比 な た あ

カュ 。 ら 一 まず、 部 省 「不堪佃 略 して引用する。 田 [奏」に 0 V 7 0) 辞書記述 を 日 本 国 |史大 典

二一) 不堪佃田奏(ふかんでんでんそう)

とい まず、 略) 平 ほ 勘 議 奏される。 これにより 6 れ、 安時代の 文を か、 定 が わ 八月三十 西 前 れるものである。 九 行 [宮記] 年 月 わ ある れる。 年 九 処 中 日には大弁に、 月 にみえる不 が 日 1 -行事の 置を定める。 七 それ ※ 以 は官符奏定年以 日 前 義 に は で に は 坪 0) 諸 L つで、 申 堪 不 玉 付 カゝ 請 堪 帳 しこの 司 佃 五. に 0) 佃 より \mathcal{O} 田 毎 日には 基づく不 田奏で、 奏は 降 勘 ほ 年九月七 坪 文に 0) カゝ 奏聞 次の 付帳 年 に Þ は 弁 が終 の大臣 0) 堪 ような次第である。 0) 当 官 が 日に行 ち 佃 などで 年 弁 田 了 に荒 数 \mathcal{O} 田 官 後 に上申 ع 不 \mathcal{O} \mathcal{O} わ 奏 の 堪 用 大 坪 もとに れ 意 臣 付 佃 比 ż た。 ざさ 以 0 田 較 れる。 文が B 届 数 れ 下 中 開 \mathcal{O} \mathcal{O}

具 によってそれぞれ 発 (体的 田 (にぎそう) という。 (以下略 数との な対策を定めた定文が決めら 差 なども併記されて 0 国ごとに遣使の有無や解文の このころにはすでに年を越しているらし (『国史大辞典』 「不堪佃 () たらしい。こうし れ、 奏上される。 返却 た勘 田 これを和 奏 などの 文など 項)

これによると、 勘文などを元に定文が作成されることなどがわかる。 不堪佃 田 奏は大きく分けて荒奏と和奏とがある

字が 6 い 上」て、 る。 れ (二二) ~ (二四) た字句 無い 左右の では、 ず が、「上卿」 が れ 記 0) 大弁が 場合にも さ 予 これてい (藤原宗忠) の発言を大弁が筆録して「定文」を作成して は 「定文」を 和奏 云云 0 字と「日」 前 書」 0 議定の場面である。 が いている。 目 字とによって、 録 Þ 「黄勘文」を には 読み上げ 読 「読 لح

也 伊賀 予 如 起 座 本指加 大臣召史、 左大弁書定文、 進寄、 文書 人以硯筥置 窺気色、 伝 指 中納言中将、 笏 不堪文書可進之由仰 取 大辨座前、 筥 大臣 帰 次第**見上** 本 有 次給左大弁、 座、 揖気、 無人此篇、左大臣引抜目録見之被下、 定文体書析 抜笏置之左方、 子 引 广 抜 目録 読上、 見之又返上、 史入文書於筥進之、 引抜目録**見**之與英 当年不堪佃田事、其詞云、「諸国言」 次第取上、 予 次

折

0)

 \mathcal{O}

只 引抜黄勘文見之、 右大弁帰 也 大臣 抜 出 目 録披見、 以史令進文書、 (『中右記』 召硯筥、 召上右大弁於座 永久二年(二二四)十二月二十四 置 . 参 議座 当年不堪十通、 一前 上、幸相座、 又次第返上、 次一 指黄勘文 々 予留 見下 日 文

> 右大弁書之、 黄勘文**読上云、** 筥、 縣紙、礼紙、乍入筥返上大臣、 不指加、又兼 下入筥返上大臣、 右府 其後見折紙、 「諸国言上当年不堪佃 卅五个国書了、 大臣**見**定文、 田事 次第**見上**、 伊 賀 召史返給 と許**読上**也 予披見 加

書筥気色、

被許、

予

引

抜目

録

黄

(勘文、

暫入目録於

筥、

披

に、 と最 黙読することによって作成していたことがわかる。 紙 文例を見比べる洋力と、 書式 このようにして作成され 四 上卿曰、 依上卿 次撤 畢加 読み上げられた字句以 初の国名とを読み上げていたことがわかる。また、 弁任史所書上之書々畢、 0 (| | | | |) , 大臣以下見下文書 至最末参議返上、至経大弁納言前留之 砚、 文書進大臣、 例 気色也、 が 畢 西西 諸国申当年不堪 公卿退出 「見定卅五箇国」 宮 納言緣文書、 記 中右記』 々々見畢 に 若干の異 載る た不堪 下 見定卅五箇国次第書上之、 . の 佃田事」、書畢又曰 大治 加文返史、 残り <u>二</u>五. 見定令大弁書之、 旧田奏の なりがあるが、 (『江家次第』 五年(二三0)十二月二十八日 <u>二</u>四 の部分を史が用 大弁以 儀式の 和奏に用 と 「見」 巻第九 「伊賀」、書單以後大 定文案挿着 記 定文の 大弁巻紙染筆 述と 字が いら 意 大弁は、 大弁納言 「不堪定」) 『西宮記 た文書を あるよう 内 れる定文 . の 懐 事 中 条 「 見 書 見

三五 定文体

諸国言上去年 不堪佃 田

某国 E 上 三箇 某 玉 玉 某国 停遣: 使

(後略) (『西宮記』 巻 五. 示不 堪 田 諸国言上損 不堪 佃 田

可

免三分二、

るため、 希少 れ な例で 6 音 は 読 と訓 ある。 読 4 読 Ĺ との L げられ カコ L 別 もわからず、 た変体 注 記 も無く、 片漢文が \exists 漢字の 明 ミは 記 さ わか みで れ 7 5 表記され 11 る ŧ 0) とし 7 1

話に れ . つ iz 対 1 て L て、 \mathcal{O} 用 多く 例 も得 0) 古 5 記 れ 録 る。 に (記事 が 残る不 堪 佃 田 奏は、 儀 式内

り は 目 年 ことになっ 最 に は 和 奏は三 初のの 佃るに で 5 あっ 結 カュ 堪 たことが て 度 詞、 勘 おり、 行 へざる わ <u>二</u>八 申 れ その わ せり」、 田 かる。 そ $\widehat{\mathcal{O}}$ と 最 れぞれに決まった文言 坪 初 (二九) 三度目は \mathcal{O} 付 (二六) 和 0) 奏の 文 は三度目 結詞 言い上ぐと申せる事」、二度 は三度全ての 5 主 は \mathcal{O} $\overline{\bigcirc}$ 達部) を 結 \bigcirc 詞 結結 \mathcal{O} 結 で かく定め 申 詞、 あ ね申 - せる当 る す 注 (二七) 申 れ __ せ る

六 行 当 7年不堪 申 _^ 其 事 不堪解文、 国 ۷ 佃 奏 申 田 報 加 云、 初度結申 当 久 年 勘 「年来言 申利」、 朩 堪 云、「其 佃 上 奏報云、「令諸卿定申 田 一数勘申 北 加 玉 Щ 久定申利」、 抄 \searrow ۷ 申、 巻第三「官奏事」注一) 第二 当 奏報、 一度、 年 不 与一、 其 堪 「依諸 玉 佃点 第三 昭卿定申 田 ۷ 度、 言上 申、

(二七) 不 堪 田 結 詞

某国 申 当 年 礻 堪 作》 田 坪 付 文。 申 上 止 申 セル 骨。

仮

事

朝 野 群 載 巻 六 「太政 官

体

漢

文

0

ヨミを

重視

L

7

V

なか

0

た

のだと考えら

れ

のことから、

当

時

0

変体漢

文の書き手は

儀

式

内

発

話

程

は

結 内 緒 覧 人儀又同 抜 取 黄 先度、 勘 文、 但 開 定 解 文端、 上 結 紙 結 撚、 申 云、 展 懸 紙 玉 押 Þ 文於右方、 申 世留当礼留年 先因

『永昌記』 嘉承元年(二〇六)十二月 廿 九 日

-不

堪

田

坪付乃文む上

一達部

かく定申せり」

結

(二九) 紙下`次以 以 奏文如 更 田 傾 (頗開 見之、 坪 置 一文於 付 本差 合眼、 右手推遣 押 帳 合推 加 座 殿 置懸紙左方 前 Δ 下令目給、 廻 筆写 文於右 胸 刷 前開之結 衣 注 袖 方、 下 解 結 -官更推 先抜取定文、 申 緒 カュ 云、 引 后稱唯、 展 上 諸 達 次 玉 部 展 申 於 懸 右腋 定 当 紙 (申せり」、 開 「レル年 唯声 引 見之、 兀 方 不 推 如 少 合 堪 間 常 右

だが、 文 の と ヨ とい 上げた記述にも仮名を交えてヨミを明 これ 視 が 名を交えることでヨミを明示してい 書 事 う事書が 0 7 L 場合に 書は て 実 儀 れて らの (際は、 11 式 結 た 内 仮 11 は \mathcal{O} 発 名も交えら た 詞 両方とも変体漢文中に出現するものでありながら、 諸 と見 仮 で 話と同様に変体漢文である事 可 名を交えず、 あ 能 玉 『兵範記』 比べれ の 当^あた れ 性 ば が 「れる年に佃るに堪へざる田、れば、定文の「諸国言上当年 れず、ヨミについて記 考 結 えられ 詞 仁安二年(二至)十二月 反対に、 0) 表記のように、 る。 る。 L 示し 儀式内発 カュ l てもよい な 書 述 が 話 定 0 から、 Ł で 文 ヨミに 無 あ は 0 廿 実 ** ا 言ぃ 六 払 堪 る ず 事 兀 際 結 で 書を読 つ 当 には 上で事」 日 詞 あ V 時 る。 て に \mathcal{O} 四 定 ŧ 貴

族

重

七 まとめ

以 上 述べてきたことをまとめ る。 先 行 研 究 で 指 摘 さ れ 7 る

裏付 安時 た。 が 0 は、 5 \ \ \ カゝ 上 け 6 げ ではなく、 は 儀 定 正 そして、 仮 僅 式 文 け 読 5 読 代 名を交える必要が かに 内 0 み手 れて 4 0 る。 V 事書と結詞とを比較することによっ 上げを、 発 仮 ヨミを復元できないこと、 弓 話 L が () 名文学 解文と勘文とを例にとって、 読み上げられもし 場 よりも カゝ 何 たということは、 始 L 5 0) な カュ 作 見 札 重視されていなかったと論じた。 .. の 品 が (T) لح 6 ヨミを以て日本語文を 字は黙読を意味していることを明ら あったことが 同 後 実際の 様 に、 字の例 たことを 漢字によって表記された変体漢文 平 ヨミに 安 を以 正しいヨミを明示する場合に わ 確認し かる。 院 つい 変体漢文は黙読されるだ て、 政 期 て、 て言 復元して 当 そして、 た。 0) 時 変体 変体漢 変体漢 0) 及した例 貴 漢 不 族が漢字か V 文の 文 たことを 文が読み 堪 0 佃 は か にし 少 日 田 読 3 な 奏

ば、 論 6 に あ 式 能 う れ カュ 断 ろ 表 で 内 た際に仮名を交えていたことなどを踏まえると、 変 性 日 う。 記 は に 定する 体 発 が ミやヨミ誤りについての記述が多く見つかるであろうし、 ..漢 体は、 \exists 話 高 変体 ? 0 文 と考える に 0) 記 0) 逆文 0 は 録 ŧ そ \exists V 慎 B 0) 3 しもヨミの完全な復 0) 重を期すべきであるが、 誤りの指 ヨミの完全な復元を目 が 7 ヨミに関 記 重視され 述が 少 摘にも仮名を交える必要がなかっ する記述が ない てい ことか なかったことや、 元 が 無い」 5 期 的とされて 待されてい 儀 式 全く妥当 内 ということを理由 . 発話 変 V \exists ミを 性 に た な 体漢文とい \mathcal{O} カゝ が 比 で 0 重 無 L たで 三視さ た 可 て あ V 明 儀 n 結

そして、これらのことから、変体漢文の書き手からすると、復元

る。 ミを明示しようとし 体 す × 漢 だからこそ、 き日 文 カゝ ら完 本 語 文 全なヨ 0) その書き手が、 日 た際には、 ミを明 ミを復元させる 示 Ĺ 変体漢文に仮名を交えていた、 て書き留 儀式内発話 意識 \emptyset Ł る などにつ 薄 意 カュ 識 0 ŧ たと考 いて完全な 読 4 え 丰 لح に 5 れ 変

うことが言えよう。

文へ 利 ものではないことを断っ な で 完全なかたちでは 用 \exists 本 11 L Ø, して 7 稿としては、 し、 か せようとしていない Ļ 表記 或 変 筆者は 体漢 11 は された変体漢文が、 文の 社 変体漢文の 会の 「定訓」や漢字と和語の対応を否定するもの \exists 背後に日 メ ない 構成 ておく。 **|**| 員全員 だろうという結論に至った。 或い 読み上げという観 本語文があるということを否定する 日本語文を背後にして、 は、 が その書き手が背後にし そもそもとして完全 致させることが 点か , 5 できる 変 た 日 定訓 体漢 な カゝ 等 で 文は たち 日 本 語 を は 本

が が 用 また、 成 異 的 なっつ な資料に ŋ <u>寸</u> てい 本 0 . 稿 カコ は、 つい 否 た上代や、 カゝ 平 ての は -安・院 今 み、 後 中 0 政 結 研 ·世以 期における古記録や古文書とい 論付けたもので 究を待 降の候文などにつ つこととする。 あ る。 V) 漢 て 文 Ł \mathcal{O} 同 訓 様 読 0 方法 た実 \mathcal{O} 論

語

文への完全な復

元性

を

求められていないということであ

七、使用テクスト

黒 板 $\overline{}$ 政 勝 事 美 要 編 略 輯 新 朝 装 野 版 群 或 載 |史大系 Ш 弘

- 故 實 叢 事書: 編 集 部 編 \neg 改 訂 増 補 故 實叢 書 明 治 띪 書出 版
- 内 江] 裏儀式 .家次第』 内 裏 儀 式 疑 義 弁 内 裏式 儀 式 北 Щ 抄 \neg 西 宮 記
- 小 系 峯 三 四 **一** 和 明 校注(一九九九) 岩 波書店 。 今 昔 物 語 集 新 日 上本古典 文学大
- 増 補 史料大成刊 行 会 編 \neg 増 補史料 大成』 臨 Ш 書 店
- 水左記 永昌記』 \neg "兵範記』『台 記 『台記別記 宇槐 記 抄
- 竹 内理三(一元七四一一九八〇) 『平安遺 文 (新 訂 版 東京堂 出
- 東 京大學史料編 纂 所編 『大日本古記 録 岩 波 書 店
- 『貞信公記 一条師 通 記 『九暦』 殿 唇。 \neg \neg 小右記』 中 右 記 \neg 御堂関 白 記 \neg 後
- 前 集 成 田 七一 育 徳 会尊経閣文庫 九)八木書店 編(一九九五一一 九九六)『北 Щ 抄 (尊 経 閣 善 本 影 印
- 陽 明 篇 文 第五 庫編(「ガハ六ー」ガハ七)『 一輯)思文閣出 版 人車 記 (陽 崩 叢書十三一 十六 記録文

八)考文献

- 神 文学の文章史的研 谷 かをる(二六三)「平安時 究 和 泉書院 代言 語生活 初 出 から み た歌と 物 語 \neg 仮名
- 亀 文字篇』 ょ 井孝(元五七)「古事 び 1 はゆ 平 うる訓 凡 社 読 \mathcal{O} 記 間 は 題 ょ 下 \emptyset 中 る 彌三 カゝ 郎『 散文の 古事 部 記 大 分に 成 お 第三 け ,る字 巻 訓 言 お 語
- 小 松 英雄(三000) 一日 本 語 書 記 史 原 論 補 訂 版 笠 間 書

院

田 中草大(三) 九 \neg 平 安 時 代に お け る変 体 件漢文の 研 究 勉 誠 出 版

- 橋 元良明(二九九八) 「音読 と黙 読 \neg 言 語 二七二 大修 館 書 店
- ൛ 橋 \equiv 元良明(三00四) 日本図 書館 協 日 会 本 人に おける黙読と音 読 現 代 0 义 書 館
- 舩 城俊太郎(三〇二) . 『院· 政 時 代 文章 様 式 史 論 考 勉 誠 出 版
- 増 田 会 三士 繁夫(元八三) 物物 語 音 読 論 0 行 方 \neg 日 本文学』 月 本文学 協
- 峰 岸明(二六六)『平 安 詩 代古 記 録 \mathcal{O} 或 語 學 的 研 究 東 京 /大學出 版 會
- 宮島達夫(一五九六) 「黙読 0) 般 化 京都橘女子大学研 究 紀 要

林

小林芳規(二六三)「古 芳規 佐 伯 有 清 \neg 事 日 記 本思 訓 読につ 想大系 1 1 て 古 事 青 記 木 和 岩 夫 波 書 石 店 母 田 正 小

九 使 用 Web ペ ージ

Lib 八代國治 東 京大学史料 吉川 年七月二四 玉 史大辞 弘 文館 早 編 Ш 典 純三郎 纂 (株式会社ネットアドバンス「JapanKnowledge 所 WEB」) https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/ 一史料編纂 井野邊茂雄編纂(「カヤカ・」 九カセ) 『国史大辞 (最終閲覧二〇二一年七月二 所 データベー っス (最終閲 一四日) 覧二()

注

https://japanknowledge.com/library/

を表記したものであること、(二)多少なりとも中る。本稿では、田中(三〇一元)の整理に倣って、(一)「変体漢文」という用語は、研究者によって定義が 国日揺 語本れ 文語て の文い

五

兀

(六)

七

読政名 さ身 右みををまれの 上し読たて仕 げてみ、い草 史げてみ てい上変るの いるげ体わ問 る場た漢け題 面も文でで でののはあ あがヨなる のるが、中かるが、不明でなか、不明で 文のす今で か例るはあ らはとこる。 「各思れ た省わらヨ みかれをミ のらる除につのも外つ か申のすい 文にるて の、。明 と結省

Abstract

A study of the reconstructed Japanese sentence from *Hentai Kanbun*From a sociolinguistic point of view

KATO, Shuta

Keywords: Writing Style, Sociolinguistic, Hentai Kanbun, Read aloud, Read silently, Heian period,

The aim of this study was to consider the question of whether the *Hentai Kanbun* (変体漢文) can be reconstructed to a specific Japanese sentence or not. Many researchers argue this question in terms of a linguistic features of *Hentai Kanbun*, but I'm examined this question from a sociolinguistic point of view. Only one way of how to read can be determined when a sentence of a *Henai Kanbun* is read aloud, but it can't when it's read silently.

I illustrated that character "読" means reading aloud and character "見" means reading silently, which previous researches indicated in *Kana* text, in *Hentai Kanbun* in the *Heian* and *Insei* period with examples of collation (読合). Also, I illustrated that *Hentai Kanbun* can be read aloud with examples of *Gebumi* (解文) and *Kanmon* (勘文). However, the texts having the actual reconstructed Japanese sentence or mentioning about the reconstruction are rare.

The texts about character "後" in Fuda "札" in Yubahajime / Ibahajime (弓場始・射場始) represent that aristocrats could not completely reconstruct the intended Japanese sentence from Kanji. Furthermore, the comparison Kotogaki (事書) and Katamekotoba (結詞) in Sadamebumi (定文) of Fukandendensou (不堪佃田奏) indicates that writers must use not only Kanji but also Kana in Hentai Kanbun when they want to specify the intended Japanese sentence. In addition, even though there are texts what indicating errors in utterance and form of ritual, I could not find texts indicating errors in how to read aloud Hentai Kanbun. This means that aristocrats did not expect others to reconstruct a specific Japanese sentence from Hentai Kanbun.

I concluded that the *Hentai Kanbun* cannot completely be reconstructed to a specific Japanese sentence in terms of sociolinguistics. Conversely, writers mixed *Kana* with *Hentai Kanbun* when they want readers to reconstruct the intended Japanese sentence.